

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	認定事業者への改善命令
根拠法令等及び条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条
根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条
参考事項	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>